

(様式 2)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	袋井市

袋井市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 袋井市産業部農政課

所在地 静岡県袋井市新屋一丁目 1 番地の 1

電話番号 0538-44-3133

F A X 番号 0538-44-3153

メールアドレス nousei@city.fukuroi.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、ニホンジカ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	袋井市内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		面積 (a)	量 (kg)	金額 (千円)
イノシシ	稲	54	3,127	663
	果樹	5	695	315
	野菜	—	—	—
	いも類	7	1,127	322
	その他	—	—	—
	合計	66	4,949	1,300
カラス	果樹	—	—	—
ハクビシン	稲	2	24	5
ニホンジカ	果樹	—	—	—
合計		134	9,922	2,605

(2) 被害の傾向

<p>イノシシによる農作物への被害は、山間地の集落を中心に、里山やその周辺農地にも多く出没するようになり、被害が発生している。さらに、集落内への進入も頻発するようになり、住民への人的被害の発生が懸念される。出没地域は、里山と接する宇刈地区や三川地区、笠原地区、豊沢地区が主であるが、その他の地区でも目撃情報が増えており生息区域の拡大が問題となっている。</p> <p>被害は、従来から被害報告のあった稲に加えて、果樹・いも類による被害も報告されており、一年を通して発生している。</p> <p>カラスについては、数値の報告はないが、笠原地区で目撃情報が増加していることから将来的に被害が予想される。</p> <p>ハクビシンについては、主に夏から秋にかけて、市内全域で稲における被害の報告を受けている。</p> <p>ニホンジカについては、数値の報告はないが、笠原地区、宇刈地区で目撃情報が増加していることから将来的に被害が予想される。</p> <p>現在の被害報告以外にも未報告の被害が存在していると考えられることから、今後、被害報告や対策相談の際に聞き取り調査などを実施し、実態の把握に努めていく。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	被害金額 1,300千円 被害面積 66a	被害金額 1,170千円 被害面積 59a
カラス	—	—
ハクビシン	被害金額 5千円 被害面積 2a	被害金額 4.5千円 被害面積 1.8a
ニホンジカ	—	—
合計	被害金額 1,305千円 被害面積 68a	被害金額 1,174.5千円 被害面積 60.8a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 西部猟友会袋井分会へ有害鳥獣捕獲業務を委託している。 市、袋井市有害鳥獣対策協議会の備品としてイノシシ用箱わな、赤外線センサーカメラを購入し、猟友会へ貸し出し、有害鳥獣捕獲とイノシシの出没状況の調査・把握等を実施している。 袋井市有害鳥獣対策協議会の備品としてハクビシン用小型箱わなを購入し、農業の被害防止目的で、市による捕獲許可を受けた農業者へ貸し出し有害鳥獣捕獲を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の捕獲に対する理解と協力を推進する必要がある。 農業者がハクビシンを有害鳥獣捕獲にて捕獲する際、適切な方法で捕獲するように指導を行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民が自己の農地等へ防護 防鳥ネット等を導入する経費の3分の1を上限5万円とし、補助金を交付している。3戸以上の団体又は認定農業者が防護柵等を導入する場合には、経費の3分の1を上限10万円とし、補助金を交付している。 過去3年間の交付実績は以下の通り。 令和2年度 39件、1,070千円 令和3年度 25件、917千円 令和4年度 6件、152千円 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵等未導入の農地に被害が拡大する恐れがあり、地域全体での一体的な対策の実施が求められる。 電気柵の不適切な使用による事故を発生させないため、引き続き適正使用のための指導を行う必要がある。
生息環境	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の習性に関しては、市からの情 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の習性に対する理解を引き続き推

管理その 他の取組	報発信を行うことにより、市民への 周知の向上を図る。	進める必要がある。
--------------	-------------------------------	-----------

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシの被害金額は、令和4年度で1,300千円、66aとなっている。</p> <p>令和8年度の被害軽減目標を令和4年度から約10%減の1,170千円、59aとする。</p> <p>被害対策では、防護柵等を用いた自主防衛と市が猟友会に委託して実施している有害鳥獣捕獲のような公的防衛の連携が不可欠である。また、袋井市で被害情報及び捕獲技術情報を集約し、さらなる効率的な被害防除へ努める必要がある。下記取組みを遂行し被害軽減目標の達成を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害発生地域の住民に対する被害防止の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ・市民対象の講習会を開催し、正しい鳥獣対策の知識の周知と自衛意識の向上を図る。 ・鳥獣を誘因する農作物残さや生活ごみ、放任果樹等の適正な処理による被害拡大の防止をする。 ・農作物等被害防止のため、防護柵等のさらなる設置を推進する。 ・市が情報発信や対策の提案などを行うとともに、地域住民と猟友会が市への被害報告や対策の実施を行い、一体となって被害防止対策に取り組む。 2. 捕獲活動活発化への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の新規取得者増加のための広報活動（狩猟免許試験等の案内）を行い、有害鳥獣捕獲の担い手を確保していく。 ・猟友会と協力し免許取得希望者に対し、免許取得に向けた捕獲技術の指導等の支援を行う。 ・猟友会への支援として、有害鳥獣捕獲参加者の狩猟税分の額を補助する。 ・猟友会における捕獲技術の向上を踏まえ組織の見直しを行い、市の支援事業の充実を図ることで、より積極的な捕獲活動を行える体制づくりを行う。 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ 第3期）のモニタリング結果と猟友会、農林業従事者からの聞き取りによるイノシシの分布、行動範囲の把握を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、カラス、ニホンジカについては西部猟友会袋井分会へ有害鳥獣捕獲業務の委託を行う。 ・ハクビシンについては、農業者が各自で有害鳥獣捕獲を行う。 ・イノシシとハクビシンについては、市、袋井市有害鳥獣対策協議会が購入した箱わなでの有害鳥獣捕獲により、捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ カラス ハクビシン ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 目撃、被害等の情報を市担当課へ集約し、発生地区や個体数等を猟友会に情報提供することにより効果的な捕獲を図る。 捕獲機材を増やすことや捕獲活動経費を支援することにより、捕獲の強化を図る。 ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。					
※捕獲実績					
対象鳥獣 (単位)	捕獲実績				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ(頭)	92	114	201	84	98
カラス(羽)	77	110	111	145	90
ハクビシン(頭)	0	0	2	0	2
ニホンジカ(頭)	0	0	0	0	0
<p>イノシシについては、令和2年度に捕獲実績が大幅に増加し、その後も目撃情報や農業被害報告が急増しており、今後も被害拡大の恐れがあることから、令和6年度以降も捕獲計画数を増やし、被害の抑制を図る。</p> <p>カラスについては、被害地域が限定的であるため、まずは被害防除対策による被害の抑制を推進する。今後被害が拡大した際、状況に応じて捕獲数を設定する。</p> <p>ハクビシンについては、被害が限定的であるため、まずは被害防除対策による被害の抑制を推進する。今後被害が拡大した際、状況に応じて捕獲数を設定する。</p> <p>ニホンジカについては、被害報告はないが、笠原地区、宇刈地区で目撃情報が増加しており、将来的に被害が予想されることから、令和6年度の捕獲計画頭数を30頭とする。</p>					
対象鳥獣 (単位)	捕獲計画数等				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
イノシシ(頭)	260	270	280		
カラス(羽)	被害状況に応じて	被害状況に応じて	被害状況に応じて		
ハクビシン(頭)	捕獲数を設定	捕獲数を設定	捕獲数を設定		
ニホンジカ(頭)	30	40	50		

捕獲等の取組内容

実施時期：銃 毎年度4月1日～3月31日 わな 毎年度4月1日～3月31日 実施場所：袋井市内

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃による捕獲の予定はない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
袋井市内	権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ カラス ハクビシン ニホンジカ	市単独事業にて、個人で防護柵等を設置する場合に補助金を交付する。 事業費 1,100 千円	市単独事業にて、個人で防護柵等を設置する場合に補助金を交付する。 事業費 1,100 千円	市単独事業にて、個人で防護柵等を設置する場合に補助金を交付する。 事業費 1,100 千円

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ カラス ハクビシン ニホンジカ	電気柵の安全、適正、効果的な使用の指導・普及・推進	電気柵の安全、適正、効果的な使用の指導・普及・推進	電気柵の安全、適正、効果的な使用の指導・普及・推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ カラス ハクビシン ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害地域住民に対し被害防止啓発活動の実施 農地に隣接した荒廃農地発生防止、山林の下草刈り等の管理指導 農作物残さの適正処理による鳥獣を誘引しない環境づくりの指導 農業従事者への聞き取りによる被害実態の把握

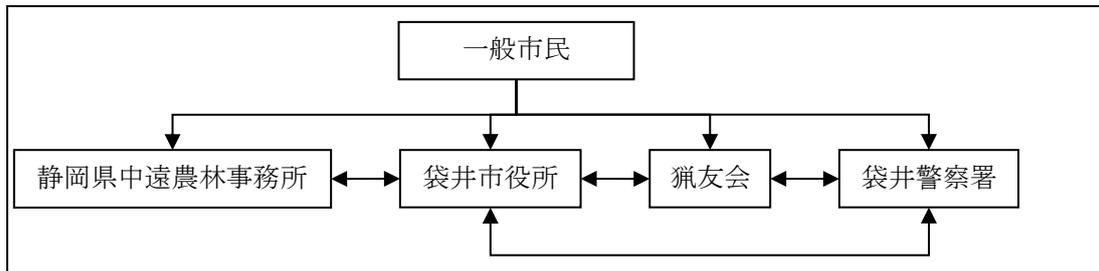
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場

合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
袋井市役所	同報無線、市ホームページ等により市民へ周知するとともに、県、警察及び猟友会と連携した対応を図る
静岡県中遠農林事務所	市と連携した対応を図る
西部猟友会袋井分会	市と連携した対応を図る
袋井警察署 生活安全課	市と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は速やかな埋設処分または、中遠クリーンセンターでの焼却処分を基本とするが、自己責任において自家食用としての活用も可能とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自己責任において自家食用としての活用も可能とする。
ペットフード	実施しない。
皮革	実施しない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	実施しない。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲頭数は増加傾向にあるが、食肉として安定的に供給できるほどの頭数ではなく、捕獲した個体であっても状態により利活用できるものは限られているため、現時点では処理加工施設の設置の予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

実施しない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	袋井市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
袋井市役所	協議会の運営・提言
西部猟友会袋井分会	有害鳥獣捕獲の実施
袋井市農業委員会	鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導
遠州中央農業協同組合	鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣保護と有害鳥獣に関する助言・指導
静岡県中遠農林事務所	鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
袋井警察署	鳥獣被害防止に関する情報提供・助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現状、有害捕獲については猟友会と市の委託契約により捕獲業務に支障がないため捕獲業務を実施隊の業務内容とすることは考えていない。現段階では講習会など被害防除推進事業に重点をおいた鳥獣被害対策実施隊設置に向け検討中であり、市職員を中心とし、3～5人程度の規模を予定している。
本計画期間中を目標に設置する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・対象鳥獣の習性や捕獲技術、関連法規に関する講習・説明会の開催をする。
- ・農作物残さ等の餌となるものについての管理方法の指導をする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・中遠地域鳥獣害対策連絡会に参加し、中遠地域の市町、農協、猟友会と連絡を取り、広域での対策を検討する。
- ・捕獲対策等に関して国や県と情報交換を図っていく。
- ・箱わなを新たに設置した際には、自治会長等に通知を行い、地元への周知を図っていく。
- ・銃による捕獲を実施する際は、関係自治会長等に説明会を開催し、関係地区内にのぼり、ポスターなどを設置し注意喚起と周知を行っていく。
- ・電気柵の安全、適正、効果的な使用について、講習会、ホームページ等で周知を行っていく。